

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

三木市まち・ひと・しごと創生推進事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県三木市

### 3 地域再生計画の区域

兵庫県三木市の全域

### 4 地域再生計画の目標

三木市の人口は、1970年頃から緑が丘などでのニュータウン開発によって急激に増加し、1997年10月末に人口88,232人でピークを迎えた。その後、若者世代の市外への流出や市全体の出生数の低下などにより人口は継続的に減少している。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、2060年には、総人口が39,885人となり、2015年（77,178人）比で約51%となる見込みである。

自然動態については、2001年までは出生数が死亡数を上回る自然増だったが、2002年以降死亡数が出生数を上回る自然減となっている。2017年では、出生数474人、死亡数879人と405人の自然減となっている。

社会増減に関しては、2000年頃から15年間、年間300～600人の社会減で推移していたが、2016年及び2017年では転入数が増加したこともあり、200名を下回る程度の社会減となった。

人口の減少は、進学、就職を機に20～39歳の若年層が市外へ転出（2019年男性26人転出、女性139人転出）することに伴う社会減に加え、未婚化、晩婚化の進行による合計特殊出生率（2015年1.34 県下27位/29市）の低下、近隣市と比較した場合に若年層の収入の低さなどが原因と考えられる。

このような状態が続くと、年齢構成バランスがいびつになり、少子高齢化が加速することにより、労働力の減少とそれに伴う地域経済の縮小、行政サービスの

低下、地域コミュニティの機能低下など、これまで当り前に行ってきた事業や行事ができなくなると考えられる。これにより、「まち・ひと・しごと」のバランスが崩れ、まちの活力が失われる等の課題が生じる。

これらの課題に対応するため、第2期三木市創生計画は、人口減少という現実を受け止めつつ、第2期三木市創生計画における目標「誇りを持って暮らせるまち三木」と人口ビジョンの実現に向け、施策の主なターゲットを市内の若者世代、市内外の子育て世帯、市内の高齢者、関係人口と定め、創生計画に記載する事業を複合的に実施することにより、本市の総合力を高めるとともに、地域資源や民間活力等を生かし、社会増減の均衡と同時に人口の自然増をめざす。目標の達成に向け、以下の5つの政策の柱を定める。

- ・政策の柱1 安心して働く環境を創る
- ・政策の柱2 未来へ続く希望を創る
- ・政策の柱3 協働のまちを創る
- ・政策の柱4 持続可能なまちを創る
- ・政策の柱5 多様性を認め合う社会を創る

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア、イ、 ウ、エ、 オ	定住人口 (国勢調査)	77,178人 (2015)	71,900人	政策の柱1 政策の柱2 政策の柱3 政策の柱4 政策の柱5
	若者世代(20・30歳代) の社会増減率	▲1.5% (2014)	▲1.0%	
	若者世代(20・30歳代) の未婚率	20代男84.1% 女78.0% 30代男43.3% 女32.4%	20代男81.0% 女73.0% 30代男37.5% 女27.5%	
	合計特殊出生率	1.14 (2010)	1.58	

ア	ゴルフ場利用者数	109.9万人 (2019)	112万人	政策の柱 1
	ジュニア育成のゴルフ 教室・スナッグゴルフ 大会参加者数	1,522人 (2019現在累計)	2,000人 (累計)	
	インバウンドへの参画 事業者数	0社 (2018)	20社	
	個人旅行を含む三木市 での外国人宿泊人数	902人 (2017)	2,000人	
	金物製品出荷額	282億円 (2017)	275億円	
	金物製品輸出額	46億円 (2019)	49億円	
	市民一人当たりの平均 所得額	289万円 (2018)	310万円	
	特許権等取得数	74件 (2019現在累計)	110件 (累計)	
	株式会社等、農業法人 組織数・認定農業者経 営体数	18組織 52経営体 (2019)	25組織 60経営体	
	山田錦の出荷額	21.3億円 (2019)	25億円	
	作付面積	2,094ha (2019)	1,946ha	
	農業平均所得（専業農 家）	273万円 (2019)	280万円	
	ハーブ産業化推進によ る販売額	393万円 (2019)	1,200万円	
	ひょうご情報公園都市 立地企業数	20社 (2019)	22社	
	市内事業所数	3,254社 (2016)	3,300社	
	中小企業サポートセン ター相談件数	1,742件 (2019)	1,650件	
事業承継計画の策定件	0件 (2018)	3件		

	数			
	金属製品製造業の事業 所数（従業員4人以上）	90事業所（2018）	98事業所	
	若者・女性の起業数	56件 （2019現在累計）	65件 （累計）	
	市内商店街の店舗数 （空店舗数）	123 店舗 （34 店舗） （2019）	157 店舗 （8 店舗）	
イ	縁結び事業で誕生した 子どもの数	43人 （2019現在累計）	70人 （累計）	政策の柱2
	みきで愛サポートセン ター成婚数	11組（2019）	10組	
	認定こども園での待機 児童数	0人（2019）	0人	
	ワーク・ライフ・ balan スの推進実施企業数	45社（2019）	50社	
	児童発達支援センター の整備	未整備（2019）	1ヶ所	
	重症心身障害児等放課 後等デイサービスの整 備	未整備（2019）	1ヶ所	
	児童・生徒用タブレッ トの1人1台配備	20.7%（2018）	100%	
	図書館貸出密度 （市民一人当たりの年 間貸出冊数）	12.2冊（2018）	12.5冊	
	全国学力・学習状況調 査の平均正答率の差	小学校県-5% 全国-6% 中学校県-3%	小学校県0% 全国0% 中学校県+3%	

		全国-2% (2019)	全国+3%	
	子どもの数 (0~14歳)	8,526人 (2019)	8,300人	
	新築住宅着工戸数	2,093戸 (2019現在累計)	3,650戸 (累計)	
	UIJターン住宅取得 支援事業補助金申請件 数	57件 (2019)	50件	
	SNSのフォロワー数	5,300人 (2018)	10,000人	
	ホームページの訪問者 数	133.7万回 (2019)	120万回	
	創生計画出前講座の実 施回数	0件 (2019)	20件 (累計)	
	戸建て住宅への移住世 帯数	9世帯 転出入差 ▲18世帯 (2018)	100世帯 転出入差 +73世帯	
	地域交流拠点利用者数	7,089人 (2018)	8,500人	
	インターネットを活用 した起業家数	20人 (2019)	50人 (累計)	
ウ	みっきい☆いきいき体 操の自主教室参加者数	1,904人 (2019)	2,500人	政策の柱3
	ヘルシーウォーク宣言 参加者数	2,016人 (2019)	2,400人	
	高齢者大学や公民館で 学んだ市民が「みっき い講師団」に登録する 人数	0人 (2019)	10人 (累計)	

	健康寿命	男性 80.34 歳 女性 84.67 歳 (2015)	男性 80.59 歳 女性 84.92 歳	
エ	公共施設の管理運営面積	326,625 m <sup>2</sup> (2019)	306,000 m <sup>2</sup>	政策の柱 4
	LED化率	82% (2019)	83%	
	温室効果ガス排出量	8,935t/CO2 (2019)	8,485t/CO2	
	ごみのリサイクル率	14.6% (2019)	17.5%	
	市補助路線バスの1便 当たり利用者数	3.86人 (2019)	4.45人	
	市内粟生線各駅の実利 用者数	280 万人/年 (2017)	283万人/年	
	65歳以上人口に占める 運転免許証返納による バス券等の配布割合	5.82% (2019)	5.58%	
	多機能端末機を利用し た住民票等の交付率	18.6% (2018)	30.0%	
	多機能端末機の契約締 結社数	3 社 (2019)	5 社	
	マイナンバーカード交 付率	21.1% (2019)	90%	
	企業版ふるさと納税 ( 寄付事業者数)	0 社 (2019)	1 社	
	ふるさと納税 (寄付件 数)	14,606件 (2019)	15,000件	
	三木若者ミーティング 実施後のアンケートで 、将来本市に住む又は	- (アンケート未実 施)	90%	

	関わり続けたいと思う 人の割合			
	入込客数	586万人 (2019)	550万人	
オ	外国人住民を雇用して いる事業者で、多文化 共生社会の実現に協力 する事業者数	0社 (2019)	10社	政策の柱5
	市民アンケート「だれ もが平等で差別のない まちづくり」に対する 満足度	57.7% (2018)	68%	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

三木市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安心して働く環境を創る事業

イ 未来へ続く希望を創る事業

ウ 協働のまちを創る事業

エ 持続可能なまちを創る事業

オ 多様性を認め合う社会を創る事業

#### ② 事業の内容

ア 安心して働く環境を創る事業

めざす姿として、「中小企業や地場産業がさらに活気を生み出すとともに、新たな働く場の創出として、新規企業が立地することにより市内での雇用の場が増加し、本市で暮らすことの魅力が高まっている」を掲げ、本市の歴史や自然を生かしながら、新たな時代を切り開く仕事を創り、安心して働くことができるまちをめざす。

このようなまちを実現するため、自然減（未婚率の高さ及び合計特殊出生率の低さ）の原因となっている平均所得が低いことへの対策として、地域の特色を生かしながら企業の立地誘導を図るとともに、優れた高速道路網を生かした産業拠点の強化や、地域の文化を育ててきた農業や商工業、地場産業の振興を進めることで、所得向上を図る。

#### 【具体的な事業】

- ・ 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会開催支援事業
- ・ （仮）地域未来法活用事業 等

### イ 未来へ続く希望を創る事業

めざす姿として、「多世代による地域での声掛けや、きめ細かな行政情報の提供に支えられながら、結婚を望む人同士が出会い、結婚し、明るい家庭を築き、安心して出産し、未来に希望を持って子育てができるなど、幸せな人生を送っている。」を掲げ、男女の出会いの場や子育てしやすい環境を創ることで、結婚、出産及び子育てがしやすいまちをめざす。

このようなまちを実現するため、自然減の原因となっている未婚率の高さ及び合計特殊出生率の低さへの対策として、総合的で切れ目のない支援などにより、将来への展望を持ちながら、安心して家庭を築き子どもを産み育てることができる環境を創出する。

#### 【具体的な事業】

- ・ 縁結び事業
- ・ （仮）児童発達支援センター整備事業 等

### ウ 協働のまちを創る事業

めざす姿として、「多世代が共生し、性別や年齢を問わず誰もが活躍

し、協力し、支え合いながらいきいきと暮らしている。」を掲げ、協働のまちづくりを推進することで、地域の活力を高め、いつまでも働き、学び、支え合える環境を創り、だれもが活躍しながら暮らせるまちをめざす。

このようなまちを実現するため、世代を超えた交流と地域の支え合いの機運をつくり、人口減少社会の中で誰もが健康で、地域社会や産業の担い手として活躍しながら暮らせるまちをめざす。

#### 【具体的な事業】

- ・ 生涯活躍のまち推進事業の更なる推進
- ・ (仮) 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業 等

### エ 持続可能なまちを創る事業

めざす姿として、「人口減少社会においても地域での生活が持続的に営まれ、世界が取り組むSDGsの基本姿勢である「誰一人取り残さない」の観点のもと、子どもから高齢者まですべての市民が、将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を営んでいる。」を掲げ、三木の魅力に磨きをかけ、県や近隣市町とお互いの強みを生かし、圏域間や広域での連携を図ることで、限られた資源を有効活用し、未来へつながる持続可能なまちをめざす。

このようなまちを実現するため、人口減少・少子高齢化社会にあっても市民が快適に暮らすことができるよう、各地域の特色を生かした拠点の機能分担と、地域間や拠点間のネットワークを強化することで、市全体の総合力を高める。また、連携や関係人口・交流人口の向上を推進することにより、活気ある社会が持続するように努める。

#### 【具体的な事業】

- ・ 廃校利活用による地域活性化事業
- ・ 青山7丁目団地再耕プロジェクト 等

### オ 多様性を認め合う社会を創る事業

めざす姿として、「あらゆる人権問題が解決され、子どもから高齢者ま

ですべての人が、出生、性別、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、安心して暮らしている。また、市内外や国籍を問わず、市民による交流や協力が広く行われている。」を掲げ、出入国管理及び難民認定法改正などにより、人口減少する日本の社会を支える外国人労働者が増加する中で、誰もが自分らしく生活し、お互いを尊重し合うことで、多様性を認め合う社会をめざす。

このようなまちを実現するため、近年増加している外国人住民が地域に溶け込み、すべての人の人権が尊重される暮らしやすいまちをめざす。

**【具体的な事業】**

- ・ 多文化共生事業
  - ・ 共生社会ホストタウン事業
- 等

※なお、詳細は第2期三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

500,000千円（2020年度～2024年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度8月、2月頃に外部有識者（三木市創生計画策定検証委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに三木市公式WEBサイト上で公表する。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

**5-3 その他の事業**

該当なし

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで